

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋之でございます。	<p>する支出といたしまして、内閣法制局の執務資料、また防衛白書、そして内閣官房のホームページに関する支出を指摘した上で、これらの支出、これらに限定的な集団的自衛権行使の解釈変更について、合規性の観点から検査し、国会に報告いたします。お願いをいたしますという質問をさせていただいたところ、河戸院長の方から、「お尋ねの支出につきましては、委員の問題意識も踏まえながら適切に検査を実施してまいりたいと考えております。」という答弁をいただいたところでござります。</p> <p>会計検査院は、合規性の観点、会計検査院法十一条の合規性の観点に基づき、憲法に違反する支出について検査をしなければなりません、一般論でござりますけれども、会計検査院は独立機関でござりますので、その憲法に違反するかの憲法判断は会計検査院が主体的に行う、そうした旨の答弁もいただいているところでござります。</p> <p>会計検査院長に伺いますけれども、三月八日の答弁の趣旨の改めての確認なんですけれども、森友学園の質問で、国会法に基づく検査要請ではなくて、質問に対する検査をしてくださいという質問を委員からされたときに、検査をして国会に報告するというような答弁、そして過去のこういう国会議員の質問に対して徹底した検査をするというふうに答弁されておるんですけども、三月八日、私に対していた答弁、「検査はしっかりと実施してまいりたいと思つております。」というようなことをおつしやつてくださいう黨の見解を出していることを申し上げさせていただきます。</p> <p>では、決算の審議の方の質問に参らせていただきま</p> <p>す。去る三月八日の予算委員会の審議におきまして、私は、二〇一四年七月一日の安倍内閣の集団的自衛権を容認する解釈変更、この解釈変更に關</p>
○会計検査院長(河戸光彦君) 三月八日の予算委員会におきまして、内閣法制局の執務資料、防衛白書、内閣官房のホームページに係る支出の検査につきまして委員から御質問がございました。	<p>これに対しまして、私から、委員お尋ねの点は、特定の法律が憲法に抵触するかと密接に関わる問題であると認識しております、そして、特定の法律が憲法に抵触するかにつきましては、国の収入支出の決算や法律に定める会計ではないことから、会計検査院はこれ 자체を検査し指摘する立場はないことを御理解いただきたいことなどを申し上げました上で、委員お尋ねの支出については、法律の規定に基づき、合規性の観点からも検査を実施してまいりたいと答弁したところでござります。</p> <p>検査の結果として国会に報告すべき事態があつた場合には、国会に報告することになると考えております。</p> <p>○小西洋之君 ありがとうございます。</p> <p>しっかりと検査をするというのは徹底して検査をするという趣旨と受け止めさせていただきます。もし違うのであれば、後で訂正をいただければと思います。</p> <p>今、会計検査院長がおつしやられましたけれども、当然のことをおつしやつていらっしゃるんですね。会計検査院は、職務として内閣法制局の意見事務のように憲法判断をする部署ではありませんが、会計経理の検査を憲法九十条に基づいて行う際に、ある支出が法令、そしてその法令の中に是当然憲法も含まれるわけだとございますけれども、それに違反していないかどうか、合規性の観点から検査をする法律上又は憲法上の義務を負つていらっしゃるわけだとございます。そうしたことについて答弁をされております。</p> <p>今、委員の先生方、お手元に資料を二つお配りをさせていただいております。</p> <p>一つ目の「憲法は変わったのか」、これ、昨年の岩波書店の月刊誌の「世界」という、論文でございますけれども、学習院大学の法科大学院の野坂先生という方が、安倍内閣の集団的自衛権の解釈変更是法論理も何もない、単なる不正行為である、よつて違憲であるという論文を書かれておりま</p>

非常に恐縮ですが、私が二〇一五年の七月に出版した本でございます。（資料提示）私のこの「私たちの平和憲法と解釈改憲のかくくり」というのは、なぜ安倍政権の解釈変更が違憲であるか、法論理も何もない、昭和四十七年政府見解、今の左手にお持ちしております今から四十五年前に作られたこの政府見解の中に、作られた当時、作った吉國法制局長官らの手によって集団的自衛権を許容する憲法九条政府解釈の基本的な論理なるものが書き込まれて、四十五年前からずっと合憲だつたというのが安倍政権の七月一日の閣議決定に明記し後にも国会に説明をしている唯一の合憲の論拠なんですから、この四十七年政府見解を作った吉國長官が、最終決裁した長官が作るきっかけになつた僅か三週間前の国会答弁で、集団的自衛権は絶対にできないと、そういうことを繰り返し言つて、作られたものであることを証明して、安倍政権の解釈変更是法論理ではない単なる不正行為による絶対の違憲無効であることが立証されていふところでござります。

今この野坂先生の論文の次のページをおめくりいただきたいだけますでしょうか。

これ、私が幹事を務めております参議院の憲法審査会の昨年の平成二十八年十一月十六日の各会派の見解表明でござります。民進党から白眞選先生、そして社民党からは、いらっしゃいますけれども、この委員会の委員でもございます福島みづほ先生が会派を代表しての見解表明をされております。それぞれ、白先生の冒頭ですけれども、「特に、この集団的自衛権の解釈変更は、いわゆる昭和四十七年政府見解の恣意的な読替えという、法解釈ではない単なる不正の手口によるものであることが安保国会で完全に立証されている」というようなことをおっしゃられて、いるところでござります。福島先生についても、具体的な根拠を持つておっしゃっています。

その根拠なんですけれども、その次のページ、三ページ以降に、これ、三月の八日の予算委員会で付けた資料をそのまま同じものを付けさせてい

ただいておりますけれども、今、私が申し上げましたような安倍政権の合憲の根拠、それが四ページ以降の、それを作った吉國長官の、請求をされた国会答弁に示されている文言、論理などによつて完全に否定されないと、そのようになつてゐるわけでござります。

では、会計検査院長に伺いますけれども、三月の八日に検査をしてございとお願いをして、検査をするという答弁をいたしました。検査に既に着手いただいておりますでしょうか、その事実の有無だけ答弁ください。

○会計検査院長(河戸光彦君) 三月八日の予算委員会におきまして、内閣法制局の執務資料、防衛省白書、内閣官房のホームページに係る支出の検査につきまして、委員から検査の御要望がございました。

委員から御要望のあつた事項でござりますが、内閣法制局、防衛省、内閣官房の支出につきましては、検査担当局課におきまして検査を実施しているところでござります。

○小西洋之君 担当局課で検査を実施しているという明確な答弁をいただきましたけれども、検査に着手しているという理解でよろしいでしょうか。簡潔に。

○会計検査院長(河戸光彦君) 委員から御要望のあつた事項でございますが、内閣法制局、防衛省、内閣官房の支出につきましては、検査担当局課におきまして検査を実施しているところでござります。(発言する者あり) 我々は、検査を実施しているところですが、という答えでございませんので。

○小西洋之君 今、理事からも確認をいたしましたけれども、実施しているというのは着手しているということでよろしいですね。違うのであれば訂正ください。簡潔に、ちょっと時間がありますので、先ほどののような表現の仕方になつてございませんので。

○会計検査院長(河戸光彦君) 会計検査院は国収入支出につきまして常時検査をしておりますので、先ほどののような表現の仕方になつてございませんので。

す。（発言する者あり）

○委員長（岡田広君） 速記を止めてしまひ。

〔速記中止〕

○委員長（岡田広君） 速記を起こしてください。

○会計検査院長（河戸光彦君） 改めて申し上げますと、会計検査院では、國の収入支出については常に検査を行つてゐるところでござります。したがいまして、先ほどのような支出につきましては、委員の御質問があつたことを、当然御要望のあつたことについては検討しながら検査するわけでござりますけれども、それ以前から常に検査を行つてゐるということでござります。

○小西洋之君 もう、ちょっとと時間稼ぎはやめていただきたいんです。

では、明確に三月の八日に河戸委員長は、私が指摘した限定的な集団的自衛権行使の解釈変更に関する三つの支出、内閣法制局の執務資料、また防衛白書、内閣官房のホームページに関する支出について、委員の問題意識も踏まえながら適切に検査を実施してまいります、検査はしつかりと実施してまいりたいと思つておりますと言つております。

これら三つの事項について、検査に既に着手しているかどうか、始めているかどうか、それを伺つておられますよ。

○会計検査院長（河戸光彦君） 検査を実施しているところとは、着手してゐるということでおさいます。

○小西洋之君 院長、一言、私、会計検査院に敬意を表させていただいている議員なんですかけれども、ふだんの職責に、そういう答弁拒否はひどいですよ、院長、独立機関としての矜持を持つて頑張つていただきたいと思います。

では、院長に重ねて伺います。

三月八日の質疑では、検査していただくて、たつて、安倍政権が集団的自衛権の解釈変更の合憲の唯一の根拠としている昭和四十七年政府見解、また、それと同じ、作成要求をされた同じ委

員会、昭和四十七年の九月の十四日の委員会で同じく作られて、翌十月の十四日に、この決算委員会です、参議院の決算委員会に提出されたもう一つの通称防衛庁政府見解というものがあります。この通称防衛庁政府見解の中には、安倍政権が昭和四十七年政府見解の中に集団的自衛権が作成当時から作成者の手によって法理として書き込まれているという主張が文言と論理によって真っ正面から否定される文言が書かれているわけですが、いますけれども、そのことについては、安保国会で濱田邦夫元最高裁判事、伊藤真一日弁連を代表する弁護士の先生方からも具体的に陳述をいたしましたところでございます。先生方のお手元に、今申し上げました濱田元最高裁判事、そして伊藤真先生のものは八ページ、九ページにあるわけでございますけれども。

会計検査院長に伺います。検査するに当たつて当然必要な資料だと思いますけど、この二つの政府見解、会計検査院は既に今組織として保有されているという理解でよろしいでしょうか。

○会計検査院長（河戸光彦君） 三月八日の予算委員会におきまして委員が配付された資料の中にお尋ねの会議録が含まれており、同日の予算委員会に出席しておりました私も会議録には目を通しております。また、検査に関係する者におきましてもその内容は承知しているところでございます。

○小西洋之君 院長、ありがとうございます。

これ、実物は国会で実は、今かざさせていただいているこの実物を会計検査院に実は国会でもお渡しをさせていただいておりますし、私のホームページでも全く同じものを公表させていただいているところでございます。

では、院長に重ねて伺いますけれども、この昭和四十七年政府見解を作る、作成要求がされた四十七年九月十四日の吉國内閣法制局長官の憲法九条に関する解釈の答弁でございますけれども、先生方のお手元の資料の四ページからでございますけれども、この議事録、院長もしつかりと読んでいただいている、また責任の担当部局も読んでいただいて

○ニヨリハシテ、シテモヒニ奥歎ノ物が挿入スルナラ

な答弁かもしませんが、もう既にいただいていますので、ちょっと時間がありますので、問題がありますので前に進ませていただきますが、独立機関の存在の全てに懸けて国民のためによろしくお願いをいたします。憲法違反の支出で国民が死ぬ、あるいは諸外国の人を殺すようなことがあってはいけませんので、そのことをどうぞよろしくお願いを申します。

では、次の質問、最高裁に質問を移らさせてい

たたきたいと思ひます。先生方、ちよとお手元の別の資料でございますけれども、「法の支配の全う等のための裁判所法の改正について」という資料でございます。

最高裁に、冒頭、一般論として伺わせていただきりますけれども、憲法に司法権がなぜ存在するのか、そして司法権の在り方はどうあるべきか書かれています。すなはち、司法権の行使について

は、裁判所で出される判決。その判決は最高裁の
判決で全て決まるわけでございますけれども、そ
の最高裁の判決文における裁判当事者を含めた國
民への説明責任についてどのようにお考えになつ
てゐるでしょうか。少し早口でお願いします。
○最高裁判所長官代理者(中村慎君) お答えいた
します。

最高裁判決は、司法としての最終判断でござります。下級裁の裁判の指針となる判例という役割を担つて いるものでござりますので、その重大性に鑑みますと、事案の最終的解決としての適切さや判決としての説得力は極めて重要なことである

○小西洋之君 ありがとうございます。
今、判決としての適切性また説得力ということでおっしゃいましたけれども、その二つについて、ちょっと今の最高裁の判決文の出し方というのが問題があるのでないかということがお配りさせていただいている資料でございます。
何かと申し上げますと、ちょっと簡単に申し上

いさせ、いかに大きくて、いかにも最高級の半決が
いえますから、最高級は十五人の大法師、そん

二〇

意見三反対意見の察れ難い、何がな

されどきには、当然のことながら多數意見も記載されております。反対意見、補足意見等の項載

当然のことながら多數の意見と異なり筆者も意見書は提出されおりませんし、反対意見、補足意見等も記載されているものに署名するというふうなことはいたしません。

したがいまして、判決に署名する段階においてま
しては、その内容が多數意見の方が十分でないと
いうふうに考えれば多數意見に更に加筆されるで
ございましようし、また、一反対意見の方がそれで

まだ足りない」ということであればまた同じようなことをされると云ふことでございまして、裁判官は、審理を尽くして作成した判決の内容をもつて

当事者として国民にその判断の当否を問うていてるものでございます。裁判官がその判断と責任の下に独立して職権を行使する中でその説得力の向上に努めるべきものというふうに考えておるところ

○小西洋之君 今の答弁ですけれども、先ほどもおっしゃいました、判決文の説明責任のその説得力がござらぬからこういふべきを今さらつゝやうでござります。

力が必要であるということを最後に今もおっしゃいましたけれども、説得力ないですよね。国会が作つた法律が合憲だというふうにおつしやつている裁判官がいるのこ、そういうふう反対意見を付けて

いるのに、それに一言も論理として言及しないまま多数決だけで、国会が作つた、國民が選んだ國会が作つた法律を葬り去るのであれば、国会に對

する、また日本の民主制、国民主権に対する私は
説明責任が全うされていないというふうに考えま
す。

先生方のお手元の資料には、これ、こういう問題だけではありませんで、例えば、ちょっと具体的な例で申し上げますと、八ページ御覧いただけ

ますでしょうか。ちょっととコピーが大変小さくなつていて恐縮でございますけれども、八ページ、ジ、多数意見と反対意見の擦れ違い例を今回私が

三年間のものを集めたものでござりますけれども。
この一番なんですが、これ、殺人事件についての判決でございます。殺人事件についての判決、小法廷で無期懲役でございました。ただ、五

人殺した殺人事件だつたんですねけれども、お一人の裁判官は、死刑が適当である、死刑でなければおかしいという反対意見を出されております。ただ、死刑でなければおかしいというその理由について、これ、私だけではございませんで、ある法律の専門家たちにもサポートを得ながらこの資料を作らせていただきましたけれども、答えていな
い。

やはり、死刑の問題のは是非をここで私は論じるつもりはありませんけれども、人の命を奪う、また無残に殺された人の、殺されてしまった被害者の尊厳、また残された遺族の方々の思い、そういうものも含めての司法制度だと思いますので、やはりちゃんと、その反対意見がなぜ適当でないのか、それを書いていたく必要が私は憲法上もあるのではないかと思います。

なお、十一ページでござりますけれども、今申し上げたような、十一ページの資料、右側の資料二でございますけれども、反対意見に対し多数意見が反論を行つてゐる例が実はござります。やうと思えはできるわけでござりますから、国民への説明責任、また、こういう、ちゃんと裁判官がそれぞれの意見を交わしたこと、それで、それがなぜ間違つているのか等々について判決文で明らかにするというシステムがあつて初めて裁判所における評議が実効化するというふうに私は考えますので、そうしたことをしていただきたいと思ひます。

Digitized by srujanika@gmail.com

は補足意見すら付いておりません。同じ日に出された反対意見、それぞれ違憲であるという反対意見が付されております。違憲論点が提示された巨反対意見において、片方は補足意見で違憲たといふうえに、反対意見がなぜ適切でないか論じている補足意見があるのに、片方はないと。

裁判官が裁判官の身分を離れて行政機関の一員として活動するということは行われておるわけですけれども、その際、裁判官の公正性を損なうことがないように、そういうふた点については適切に判断をしてまいる必要があると、そういうふうにし上げます。

夏期休庭期間を設けることにより、期日指定の

れた反対意見、それぞれ違憲であるという反対意見が付されております。違憲論点が提示された臣等意見において、片方は補足意見で違憲だといふ反対意見がなぜ適切でないか論じている補足意見があるのに、片方はないと。私の主張は、多数意見の中で、主文の中で行るべきということでござりますけれども、こういふ観点を見ても、国民に対し公平公正な裁判なのかなよ、ということは問題意識としてあるわけでございまして、つらをもさがる思ひで、国民が国会や行政をして、

裁判官が裁判官の身分を離れて行政機関の一員として活動するということは行われておるわけですけれども、その際、裁判官の公正性を損なうことがないように、そういうふた点については適切に判断をしてまいる必要があると、そういうふうに考えております。

○小西洋之君 先ほど、濱田元最高裁判事が法匪と言われていた国家機関があります。そことの関係で、司法権に対する国民の信頼、あるいは法の支配、立憲主義の擁護の在り方というものが問われていると思いますので、具体的には申しませんが、必ず善処をしていただきたいと。しなかつたら、国会で質問をまたさせていただきたいと思います。

いや、ちよつと次の質問をきかせて、おきなきます

よつて権利を侵害されたときにそれを救済を求める
ているのが最高裁であるわけですから、その國民
の権利が守られなければいけないという反対意見
見、行政が行つた、あるいは国会が作つた法律は
違憲であるというような反対意見が付けられて、
それを多数意見で葬るのであれば、その違憲の主
張がなぜ間違つているのか、それを論じなければ
司法権の私は行使の名に値しないと思います。誠
に遺憾である。國民代表の国会議員として、國民
主権に基づく司法権の在り方として、そのように
申させていただきたいと思います。

では、最後、限られた時間でござりますけれど

裁判官が裁判官の身分を離れて行政機関の一員として活動するということは行われておるわけですがれども、その際、裁判官の公正性を損なうことがないように、そういうふた点については適切に判断をしてまいる必要があると、そういうふうに考えております。

○小西洋之君 先ほど、濱田元最高裁判事が法匪と言われていた国家機関があります。そことの関係で、司法権に対する国民の信頼、あるいは法の支配、立憲主義の擁護の在り方というものが問われていると思いますので、具体的には申しませんが、必ず善処をしていただきたいと。しなかつたら、国会で質問をまたさせていただきたいと思います。

じゃ、ちょっと次の質問をさせていただきますけれども、実は私、ある新聞社の論説委員から名誉毀損を受けて、この度最高裁で勝訴の判決をいただきました、ありがとうございました。

それについてなんですが、その裁判をやつているときに夏期休廷というものがございまして、実は、最高裁も含めて日本の裁判所の多くが夏の二十日間ほど休廷を、丸ごと法廷を休むわけでござります。そのことによつて、私の実経験なんですけど、私の公判、法廷が開かれるのが二ヶ月遅れてしましました。

夏期休廷は、国民の裁判を受ける権利を妨げ、救済を遅らせておるという負の問題があると思いま

も、ちょっと一般論で最高裁に伺います、一般論で。

最高裁は、司法権の独立、そして法の支配、今年、寺田長官、五月三日の憲法記念日でも法の支配を守つていくとこういうようにおっしゃつておりますけれども、一般論で結構ですから、最高裁が行なう出向人事においては、いさざかも我が國の法の支配や立憲主義にものる、反するようななことがあつてはいけないと、一般論で当たり前のことですが、そういう認識でよろしいでしようか。

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) お答えを

裁判官が裁判官の身分を離れて行政機関の一員として活動するということは行われておるわけですか。されども、その際、裁判官の公正性を損なうことがないように、そういうた點については適切に判断をしてまいる必要があると、そういうふうに考えております。

○小西洋之君 先ほど、濱田元最高裁判事が法匪と言われていた国家機関があります。そことの関係で、司法権に対する国民の信頼、あるいは法の支配、立憲主義の擁護の在り方というものが問われていると思いますので、具体的には申しませんが、必ず善処をしていただきたいと。しなかつたら、国会で質問をまたさせていただきたいと思います。

じゃ、ちょっと次の質問をさせていただきますけれども、実は私、ある新聞社の論説委員から名誉毀損を受けて、この度最高裁で勝訴の判決をいたしました。

それについてなんですが、その裁判をやつているときに夏期休廷というものがございまして、実は、最高裁も含めて日本の裁判所の多くが夏の二十日間ほど休廷を、丸ごと法廷を休むわけでござります。そのことによつて、私の実経験なんですけど、私の公判、法廷が開かれるのが二ヵ月遅れてしましました。

夏期休廷は、国民の裁判を受ける権利を妨げ、救済を遅らせておるという負の問題があると思いますので、どこの行政機関も行政機関丸ごと休むということはやつておりますので、それは是非改めていただくということでよろしいでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(中村慎君) お答えいたします。

夏期休延期間を設けるか否か、あるいはその期間については、各府の裁判官会議によつて判断されておるところでございます。大体二十日程度を設けておるところが多いということは御指摘のとおりでござります。

夏期休庭期間を設けることにより、期日指定の

間隔が空く場合がございますが、そのことにより当該事件のトータルの審理時間が長くならないよう、各裁判官において審理の運営の工夫をされているのが実情でございます。

もちろん、夏期休廷期間が設けられていましても、各裁判体の判断で、必要性や緊急性等を考慮した上で夏期休廷期間内に期日指定をすることが許されないわけではございませんし、その期間内に緊急に処理を要する事件が生じたときに対応できる体制を序として整えているものであつて、夏期休延期間を設けることが直ちに迅速な裁判を受ける権利を損なうことにはつながらないというふうに考えております。

裁判官は並行して多数の事件を担当しているため、通常の執務の中ではじっくり記録を検討したりすることが困難であるということから、夏期休廷期間中に大きな事件につきまして集中して判決起案等を行うということで、審理の充実、迅速な解決に結び付いている面もあり得るというふうに考えております。

委員御指摘のとおり、適正、迅速な裁判の実現が裁判所の使命であることは肝に銘じております。裁判官、裁判所職員の心身の健康にも確保しながら、今後とも、迅速な裁判を受ける権利を損なうというような批判を受けることのないよう、執務体制の確保には努めてまいりたいと考えております。

○小西洋之君 時間なので終わらせていただきますが、会計検査院と最高裁が、憲法上の独立機関、そして司法権の独立に懸けて、信念を持つて、矜持を持つて、何物にも屈することなく、恐れることなくその権限を振るつていただく。そして国民と人権を守つていただく。そのことを、法の支配を守つていただきことをお願ひして、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

間隔が空く場合がございますが、そのことにより当該事件のトータルの審理期間が長くならないよう、各裁判官において審理の運営の工夫をしているのが実情でございます。

もちろん、夏期休廷期間が設けられていまして、各裁判体の判断で、必要性や緊急性等を考慮した上で夏期休廷期間内に期日指定をすることが許されないわけではございません、その期間内に緊急に処理を要する事件が生じたときに対応できる体制を序として整えているものであつて、夏期休延期間を設けることが直ちに迅速な裁判を受ける権利を損なうことにはつながらないというふうに考えております。

裁判官は並行して多数の事件を担当しているため、通常の執務の中ではシッカリ記録を残すことを